

令和8年4月～



## 能代市外国人材受入推進助成金

# 市内事業者の外国人材受け入れを応援します。



### 対象となる費用

- ✓ 外国人材を新規雇用するための紹介手数料
- ✓ 外国人材が日本へ来るための渡航費
- ✓ 外国人材に係る在留資格取得手続に要する手数料等
- ✓ 上記のほか、外国人材の雇用に係る初期費用として認められる経費

#### 補助対象

助成対象外国人材を雇用し、助成金の申請日において裏面に掲げる要件の全てを満たす市内事業者。

(市の区域内に本社又は支店若しくは営業所の住所を有する法人又は個人事業主)

#### 助成対象外国人材

技術・人文知識・国際業務  
特定技能

(令和9年4月～育成就労も対象となります)

#### 助成金額

助成対象外国人材1人につき20万円

助成対象経費が1人当たり20万円に満たない場合は、当該助成対象経費(千円未満切り捨て)

#### 助成上限

1市内事業者につき、助成対象外国人材5人まで(累計)

#### 申請手続き

裏面をご覧ください。

### 能代市企画部総合政策課企業連携室

〒016-8501 能代市上町1-3  
TEL 0185-89-2209 FAX 0185-89-1770  
MAIL [sougou@city.noshiro.lg.jp](mailto:sougou@city.noshiro.lg.jp)

詳細は、  
能代市ホームページをご覧ください。  
申請様式もこちらからダウンロードできます。

能代市外国人材受入推進助成金



## 補助対象要件

- (1) 助成対象外国人材（※）を6月以上継続雇用していること。
- (2) 申請日において、助成対象外国人材を雇用していること。
- (3) 助成対象外国人材の雇用に要した経費の支払を終えていること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 当該外国人において他市町村から同一趣旨助成金の交付を受けていないこと。

- ※・外国人材の方の住所が市の区域内に有すること。  
・国内での転籍により雇用された方を除く。  
・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務又は特定技能に係る在留資格を取得し、新たに市内事業者に雇用されるために入国した方。



## 申請の流れ

01

### 雇用開始届出書 (様式第1号)

外国人材を雇用してから  
3か月以内に提出してください。

〈添付〉

- ・在留カードの写し
- ・雇用契約書等の写し

02

### 交付申請書 (様式第2号)

外国人材を雇用してから  
6か月後～9か月以内に  
提出してください。

〈添付〉・助成対象経費及び助成

対象外国人材一覧  
(様式第3号)

- ・助成対象経費の支払を証明する書類
- ・市税の納税証明書
- ・その他提出を求める場合があります。

03

### 交付決定

申請書類を審査した上で、助成金の交付が決定した場合は、市より「交付決定通知書」を送付します。